

社会福祉法人三木市社会福祉協議会 ヘルパーステーション運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三木市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が開設する指定訪問介護または介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業事業所ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う訪問介護等事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員養成研修の修了者等（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者もしくは事業対象者である高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、在宅福祉サービスの提供を通じて住民の福祉の向上に寄与するという社協の公共的団体としての役割を自覚し事業を行う。

- 訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 訪問介護員等は、要介護者等の意志及び人格を尊重し、常に要介護者等の立場に立ったサービスの提供を行う。
- 事業の実施に当たっては、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、関係市町村、その他地域の保健・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携に努める。
- 事業所は、上記の外「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生省令第37号、平成11年3月31日付）」または「各市町村が定める訪問型サービス事業等の人員・設備及び運営に関する基準」を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 名称 三木市社会福祉協議会ヘルパーステーション
- 所在地 三木市大塚1丁目6番40号（三木市総合保健福祉センター2階）

(訪問介護員等の職種等)

第4条 事業所に勤務する訪問介護員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 管理者 1名
管理者は、事業所と訪問介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- サービス提供責任者（利用者が50人または、その端数を増す毎に1名以上）
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 訪問介護員等（安定したサービス提供ができる数）
訪問介護員等は、指定訪問介護または介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業の提供に当たる。
- 事務員（実情に応じて必要な数）
事務員は、事業の実施に当って必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供時間は、次のとおりとする。

- 営業日及び営業時間
月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。
- サービス提供時間
天災その他やむを得ない事由により業務が遂行できない日を除き毎日とし、午前7時から午後

10時までとする。ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(サービスの内容及び利用料等)

第6条 サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額（以下「利用料」という。）は、厚生労働大臣または各市町村長が定める基準（以下「基準」という。）によるものとし、当該指定訪問介護または介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) その他法令及び条例に定めるサービス

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要した交通費は、通常の事業の実施地域との境から利用者宅までの間に要した交通費の実費相当額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道5km未満の場合は0円。

(2) 通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道5km以上の場合は1km毎に20円。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(緊急時の対応)

第7条 訪問介護員等は、サービスを実施中に、利用者の状態に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、三木市の全地域とする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に報告するものとする。

(暴力団等の影響の排除)

第10条 事業所及び事業所を開設する法人の役員、事業所の運営に従事する者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び三木市暴力団排除条例（平成24年三木市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であってはならず、並びにこれらの者をその運営に関与させないものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第11条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとし、対象となる訪問介護員等は、管理者またはサービス提供責任者が指定する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回
- (3) その他業務に必要とする研修 随時

2 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、訪問

介護員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、訪問介護員等との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、自ら提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、評価の結果を公表するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 4月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 8月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月21日 会長達第241号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月22日 会長通達第287号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日 会長通達第297号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和1年9月19日 会長通達第309号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和1年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日 会長通達第355号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月20日 会長通達第390号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年7月1日から施行する。